

和歌山県軟式野球連盟・指導事項、審判部確認事項

和歌山県軟式野球連盟学童部

1 ユニフォームに関する件

- 1) ユニフォームの左袖には、和歌山(WAKAYAMA)をつけることになっており、それ以外は付けてはならない。
- 2) ストッキングについて
 - ① ソックスとストッキングが一連になったものは、着用可、但し、下にアンダーソックスを履くこと。
 - ② 一連ノーカット、浅いカット、深いカット等があり、同色であればチーム内統一されていなくても可。

2 競技に関する件

1) タイムに関する件

- ① 監督又は捕手を含む内野手が、1試合に投手の所へ行ける回数は3回以内とする。
なお、延長戦(タイブレーク方式を含む)は、1イニングに1回行くことができる。
野手(捕手を含む)が投手の所へ行った場合、そこへ監督が行けば双方1回として数える。
逆の場合も同様とするが、投手交代の場合は、監督のみ回数には含まない。
- ② 守備側のタイム中、攻撃側がタイムを取っても守備側のタイム中に終了すれば、攻撃側のタイムは回数に数えない。
攻撃側のタイム中の守備側タイムも、攻撃側のタイム中に終了すれば、守備側タイムは回数に数えない。

(留意点)

- ① スピード化を目的に制定。
- ② 一般・少年(学童)等種別を問わず適用。
- ③ 監督又は捕手を含む内野手がタイムを要求して投手の所へ行くことであって、ただ少し近づいて声をかけるものなどは含まないが、頻度や距離的なことは常識的に判断する。
- ④ タイムを要求しないまま延長戦になったとしても繰越はできない。
- ⑥ 守備側・攻撃側のタイムは1試合を通じて、3度許されるのであってそれを超えてのタイムは認めない。(ペナルティーはない。)
- ⑦ 守備時間が長い場合(概ね20分)には、健康維持を考慮し審判員(本部含)の判断で給水タイムを設けることとする。ロスタイムは、本部判断に委ねる。

2) 指導事項

- ① ブルペンの捕手及び投球練習を受ける控え選手も捕手に求められる用具を全て着用しない限り立って補給する。(注)立って捕球も準備投球カウントとし、正捕手は投球数を引き継ぐ
- ② 次打者は必ず次打者席に入り、立つ姿勢で待つこと。なお、素振りをしてはならない。
また、その回の先頭打者は、審判員の「ワン・モア・ピッチ(あと1球)」コールがあるまで次打者席で待機する。
- ③ 前進守備の野手の位置は、野手が故意に打者を惑わすことと野手の安全を考慮して、一・三塁手については、塁間の半分を目安とし、また二塁手・遊撃手については、投手板後縁延長線を目安とし、その後方とする。
- ④ 次の試合のバッテリーが、競技場内のブルペンを使用することは、自動的に許されない。
- ④-1 試合中、原則としてベンチ前のキャッチボールを禁止するが、ブルペンまたは外野のファウルグラウンドでのキャッチボールは2組4名以内を認める。
- ⑤ 選手のサングラスの着用は、大会本部に申し出て、承認を得て使用できる。

3) 確認事項

- ① 攻守交代時捕手が装具を着用している間、球審はベンチ前付近で装具の速やかな着用を促す。
その間、塁審(守備につく側)は投手の近くのファウルラインの所へ移動し、投球数をカウントして球審が戻れば引き継ぐ。球審が投手交代を告げに行く等のときも、塁審は同じ行動をする。
- ② 攻守交代時、守備側のベンチに選手を呼びに行くのは、球審と一塁又は三塁々審であるが二塁々審は攻守交代の都度、一・二塁または二・三塁の中間付近まで移動し選手に急ぐよう声掛けをする。
- ③ 投手の試合前の投球練習は初回7球、その他は3球を原則とする。
正捕手が装具を着用している等で、控え選手(捕手の全ての用具着)が投球練習を受ける時は7球時6球、3球時2球で投球練習を止める。その後立ち上らせキャッチボールをするよう指導する。
- ④ 指名打者の継続・消滅を理解し本部と統一意志を持つこと。
球審は、打順表交換時本部と監督と確認をし、指名打者消滅、継続事項等を熟知し本部と連携する(競技者必携P50～52)
- ⑤ ベンチ内へ外部から椅子を持ち込むことを禁止する。球場担当本部が設置する椅子を使用すること。
- ⑥ 試合の挨拶は、試合前後の本塁整列の挨拶が全てである。チームの大会本部及び相手チームへの挨拶は不要である。(応援団への挨拶は奨励)

3 参加申込書記入要項、入場行進等の徹底

- ① 記入の順序は、主将10番以下背番号順で記入する。
- ② 入場行進は、参加申込書に記載されていない選手は認めない。(登録選手=25名以内)
入場行進は背の低い順に行進すること。
(注)「全国大会に参加するチームの注意事項」では背の高い順に行進

附 則

この確認事項並びに指導事項は、平成17年2月27日より効力を発する。

平成19年2月25日一部改正(ルール改正)を実施する。

平成25年2月24日一部改正(ルール改正)を実施する。

平成28年2月20日一部改正(ルール改正)を実施する。

平成28年7月9日一部改正(ルール改正)を実施する。

平成29年3月1日一部改正(ルール改正)を実施する。

平成30年2月17日一部改正(ルール改正)を実施する。

平成31年3月10日一部改正(ルール改正)を実施する。

令和6年2月25日一部改正(ルール改正)追加を実施する。